

公開見積競争説明書

件 名： 協働ロボットアーム

【構成】

- (1) 公開見積競争説明書
- (2) 契約事務取扱要領の抜粋
- (3) 競争参加に関する資料
 - ① 競争参加のための書類一覧
 - ② 技術提案書
 - ③ サプライチェーン・リスクへの対応について
 - ④ 納入実績調書
 - ⑤ 産総研OBの再就職者在籍状況
 - ⑥ 反社会的勢力排除に関する誓約書
 - ⑦ 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」
 - ⑧ 入札等に関するアンケート
- (4) 契約に関する資料
 - ① 契約書（案）
- (5) その他関連資料
 - ① 契約（調達）手続きに必要な書類の押印について
 - ② 産総研に装置等を納入する事業者の皆様へのお願い
 - ③ 産業技術総合研究所の納品・検収体制について
- (6) 仕様書

2026年9月11日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

公開見積競争説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

本公開見積競争については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定に定めるもののほか、下記で定めるとおりとする。

記

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件 名 ・ 数 量 協働ロボットアーム 一式
- (2) 特 質 等 仕様書による
- (3) 納 入 期 限 2027年2月26日
- (4) 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり

2. 公開見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人産業技術総合研究所との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 本公告の日から競争用見積書提出の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 公開見積競争説明書の交付を受けた者であること。
- (4) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条に該当しない者であること。
なお、同要領第7条及び第8条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替える。
- (5) 技術審査において適格と判断された者であること。

3. 公開見積競争説明書の交付及び仕様説明会

- (1) 公開見積競争説明書の交付場所
下記7.において交付する。
- (2) 仕様説明会の日時及び場所
本件の仕様説明会は開催しない。

4. 競争参加に関する事項

- (1) 競争参加のための書類
本公開見積競争に参加する者は、契約書案を含む本公開見積競争説明書を承諾の上で別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。
なお、書類の作成や提出等の競争参加にかかる費用は参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は、参加者の意に反して第三者に開示されることはない。
 - ① 技術審査書類
 - ② 競争参加に必要な書類
- (2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所
2026年9月18日（金）16:00 厳守
下記7.に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。
- (3) 技術審査及び審査結果の通知
技術審査は、上記(1)「①技術審査書類」により行う。審査結果は、審査後速やかに通知する。

5. 見積競争に関する事項

(1) 競争用見積書の提出期限及び提出場所

2026年10月1日（木）16：00 厳守

下記7. に提出すること。

(2) 競争用見積書の提出方法

競争用見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に件名及び事業者名を記載した上で提出すること。

(3) 見積競争の無効

次に該当する競争用見積書による見積競争は無効とする。

- ① 上記2. の公開見積競争に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した見積書
- ② 国立研究開発法人産業技術総合研究所において作成する仕様書及び見積競争関係書類の作成に関与した者が提出した見積書
- ③ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した見積書
- ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書について、虚偽が認められた者が提出した見積書

(4) 契約の相手方の決定方法

- ① 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第14条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な競争用見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ② 上記①の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な競争用見積書を提出した者が二人以上いるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所が別に指定する日時及び場所において、それらの者がくじを引くことにより契約の相手方を決定する。
- ③ 上記②の場合において、欠席等によりくじを引かない者がいるときは、これに代わって本公開見積競争に関係のない国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員がくじを引く。

(5) 見積競争の辞退

本公開見積競争において参加の意思表示をした者は、契約の相手方の決定に至るまでは、下記7. に申し出るにより、いつでも本公開見積競争の参加を辞退することができる。

なお、辞退した者は、これを理由として以後の公開見積競争について不利益な取扱いを受けるものではない。

6. その他

(1) 契約保証金 全部免除

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約の相手方の公表

契約の相手方に決定した者は、本件の契約に当たって、契約件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約者の商号又は名称、住所及び法人番号等が公表されることについて同意するものとする。

7. 本件に関する問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達二室 成島（なるしま）

住 所： 〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群1－1棟3階

電 話： 05-3522-3250（直通）、029-860-5549（代表）

メール： narushima-yoshie@aist.go.jp

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第7条 契約担当職等は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第8条 契約担当職等は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

競争参加のための書類一覧（物品の販売）

本書は、物品の販売用の書類一覧です。「**物品の製造**」で**競争に参加する者**には、物品の製造用の書類一覧、各種様式及び製造等請負契約書（案）を交付しますので、下記問い合わせ先までお申し出ください。

○ 注意事項

- (1) 契約書（案）を含む公開見積競争説明書をご承諾の上で本競争にご参加ください。
- (2) 書類の作成や提出等の競争参加にかかる一切の費用は、参加者の負担となります。
- (3) 紙の書類は持参又は郵送、電子ファイルはメールによりご提出ください。
【電子ファイル】と記載の書類は、必ず電子ファイルをご提出ください。
【押印必須】と記載の書類は、必ず押印した書類（電子ファイル可）をご提出ください。

○ 提出期限 **2026年9月18日（金） 16：00厳守（郵送の場合必着）**

○ 提出書類一覧

1. 技術審査書類 **【電子ファイル】**

以下の審査項目に記載の書類（技術提案書等）を提出してください。（別紙「技術提案書」参照）
※ ファイル形式は、Word、Excel、PowerPoint、PDFに限ります。

【審査項目】

- (1) 納入予定製品のメーカー名、製品名、型番等を明記した上で、産総研の要求仕様（仕様書）と提案仕様（納入予定製品の仕様）を仕様書の項目毎に対比する形で、要求仕様を満たすことを数値や具体的な表現で記載（数値等の出典（カタログのページ等）を付記）した技術提案書を提出すること。（原則、仕様書の全項目（研究の目的、装置の概要等は除く）について記載）
- (2) 納入予定製品のカタログや性能、形状等が確認できる資料（試験成績書、図面等）を提出すること。

2. 競争参加に必要な書類（各1部）

(1) 参考見積書

- ① 内訳がわかるように、製品名、定価（価格）、数量、値引き等を記載してください。
- ② 納入にあたり、運送費、据付調整費等の付随費用がかかる場合は、もれなく記載ください。
- ③ 見積金額に消費税を含むか含まないかを記載した上で、課税区分、適用税率及び税率毎の課税対象額を明記してください。
- ④ 別紙「サプライチェーン・リスクへの対応について」のIT調達対象機器・役務等については、以下の情報を明記してください。
（参考見積書への記載が難しい場合は、別紙での提出でも差支えありません。）

情報システム・機器等	① 製造事業者名 ② 製造事業者の法人番号 ③ 製品名 ④ 型番
役務等	① 役務を実施する事業者名 ② 委託先等の法人番号 ③ 役務の実施場所（市区町村まで）

(2) 納入実績調書（別紙参照）

本件の同等品又は類似品の納入実績（契約日、契約先、件名、契約金額（税抜額）、契約時の定価（税抜額）、値引率）を記載してください。

- ① 官公庁、政府関係機関、独立行政法人、大学法人、民間企業に対する直近の納入実績を各2件程度ご記入ください。

- ② 値引率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入ください。なお、端数処理を行っている場合は、「○%+○○円未満端数処理」とご記入ください。
- ③ 納入実績が無い場合は、「官公庁、政府関係機関、独立行政法人、大学法人、民間企業に対し、過去に納入した実績はございません。」と記入の上でご提出ください。
- (3) 産総研OBの再就職者在職状況（別紙参照）
「公開見積競争説明書」2. (1)に該当しないことを確認するための書類です。
産総研OB（産総研において、役員又は課長相当職以上の職を経験した者）の在職状況に係る情報（氏名、産総研在職時の役職名、現在の職名等）をご提出ください。
※ 「課長相当職」とは、研究ユニットの長に相当する職をいいます。
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約書（別紙参照）【押印必須】
※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。
- (5) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」（別紙参照）【押印必須】
※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

※ 参加を辞退される場合は、その旨を下記問い合わせ先までご連絡ください。また、公開見積競争説明書は適切に破棄してください。

○ 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達二室 成島（なるしま）

住 所： 〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群1－1棟3階

電 話： 05-3522-3250（直通）、029-860-5549（代表）

メール： narushima-yoshie@aist.go.jp

【記入例】

技術提案書

件 名： □□□□装置

事業者： 株式会社○○○○

提出日： 2026年9月18日

項番	要求仕様[1]	提案仕様[2]	備考[3]
4-1.	本体部	○○社製○○装置 型番：○○-○○[4]	
4-1-1.	分解能は○○μmと同等以上であること。	分解能は○○μmです。	カタログP.○
4-1-2.	ステージの移動範囲はX:○○mm以上、Y:○○mm以上であること。	ステージの移動範囲はX:○○mm、Y:○○mmです。	カタログP.○
4-1-3.	○○方式での観察が可能なこと。	○○方式での観察が可能です。	カスタマイズで対応
4-2.	制御部		
4-2-1.	制御用ソフトウェア 本体部の制御及びデータ出力が可能な本装置専用のソフトウェアであること。	○○装置専用の制御ソフトウェアとして○○社製○○ 型番：○○-○○ を付属します。	カタログP.○
4-2-2.	制御用PC 制御用ソフトウェアがインストールされた本装置専用のPCであり、ソフトウェアが良好に稼働し、本体部の制御が可能であること。	制御用PCは○○社製○○（詳細仕様は別紙スペック表のとおり）です。 4-2-1. に記載の制御ソフトウェアをインストールして納入します。	スペック表
5-1.	搬入時には、搬入経路の養生を行うこと。養生材等は、搬入後、受注者が撤去、処分すること。	搬入時には、搬入経路の養生を行います。搬入後、養生材等は、当社にて撤去、処分を行います。	

※行は適宜追加ください。

※本技術提案書様式は見本です。貴社様式をお使いいただくことも可としますが、その場合にも、仕様書の要求仕様の全項目について、貴社の提案内容が満たしていることがわかるよう記載をお願いします。

※技術提案書は参考資料となる製品カタログ等も含め、電子ファイルでご提出ください。

[1] 産総研側の要求仕様（仕様書記載の仕様）を項目番号ごとに記載すること。【原則、仕様書のすべての項目（ただし装置概要等は省略可）】

[2] 貴社の提案仕様を、要求仕様の各項目と対比する形で記載すること。（仕様を満たしていることが明瞭となるように記載）

[3] 提案仕様に記載した数値等の出典となる製品カタログのページ等を記載すること。

[4] 対応する装置名（製造者、品名、型番等）を記載すること。

技術提案書

件 名： 協働ロボットアーム

事業者：
提出日：

項番	要求仕様	提案仕様	備考

※行は適宜追加ください。

※本技術提案書様式は見本です。貴社様式をお使いいただくことも可としますが、その場合にも、仕様書の要求仕様の全項目について、貴社の提案内容が満たしていることがわかるよう記載をお願いします。

※技術提案書は参考資料となる製品カタログ等も含め、電子ファイルでご提出ください。

サプライチェーン・リスクへの対応について

国立研究開発法人産業技術総合研究所

政府機関等の重要業務に係る情報システム・機器・役務等の調達におけるサイバーセキュリティ対策の向上、特にサプライチェーン・リスク^[1]への対応を強化すべく、講ずべき必要な措置として、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和5年4月1日関係省庁申合せ、以下「本申合せ」という。）が定められています。

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）では、本申合せに基づき、本申合せで示された「情報システム・機器・役務等」（別紙参照）に該当する調達全件を対象に対策を講じております。

該当する調達においては、納品予定の機器や提供予定の役務に関する詳細情報を見積もり段階から提供頂く他、それらについてサプライチェーン・リスクに係る懸念の有無のチェックが必要になった場合は以下の対応が必要になりますので、ご承知置きください。

1. 国家サイバー統括室（以下「NCO」という。）に対して、産総研から必要な措置について助言を求めます。
この場合、NCOとの調整に10日前後要することとなり、当初提示したスケジュール（見積書の提出期限、入札書の提出期限及び開札日等）を変更することがございます。
2. サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合には、納入予定機器等の変更を求めることがございます。

^[1] 本申合せでは、情報システムや機器等が納入されるまでの一連の工程に加え、それらの運用・保守・廃棄を含むライフサイクル全般において、意図せざる変更を加えられることにより生じる、情報を窃取するなどの情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスクに限定されます。

情報システム・機器・役務等（IT 調達申合せ 別紙 2）

通信回線装置	
	ハブ
	スイッチ
	ルータ（VPN等サービス統合型含）
	ファイアウォール
	ファイアウォール
	WAF（Web Application Firewall）
	IDS（Intrusion Detection System）
	IPS（Intrusion Prevention System）
	UTM（Unified Threat Management）
サーバ装置	
	メールサーバ
	ウェブサーバ
	D N Sサーバ
	ファイルサーバ
	データベースサーバ
	認証サーバ
	メインフレーム
	管理サーバ（A Dサーバ等）
	Proxyサーバ
	NAS（Network Access Server）
端末	
	デスクトップP C
	ノートP C
	モバイル端末
	ノートP C
	スマートフォン
	タブレット端末
複合機	
	プリンタ
	プリンタ
	ネットワークプリンタ
特定用途機器	
	テレビ会議システム構成機器
	IP電話システム構成機器
	ネットワークカメラシステム構成機器
	各種センサー
	入退館（入退室）システムの構成機器
ソフトウェア	
	O S
	アプリケーション（業務アプリケーション含）
	ウェブコンテンツ
	ミドルウェア
	ファームウェア（ファームウェアの動作によってCPU等の制御が可能であることが前提）
周辺機器	
	キーボード
	マウス
外部電磁的記録媒体（統一基準上、機器等（外部電磁的記録媒体）に該当）	
	外付けハードディスク
	USBメモリ
役務	
	システム開発
	運用・保守
	通信サービス
	クラウドサービスの提供
	電子証明書（民間認証局を利用するサービス）
	ドメイン（政府ドメイン以外を利用するサービス）
	端末等の廃棄
	データの管理・処理

※ 各内訳は例示である。

納入実績調書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名
【押印を省略する場合は以下も記載】
担 当 者 名
連 絡 先 (TEL)
(Mail)

1. 件 名 協働ロボットアーム

2. 納入実績内訳

契約先	契約日	契約金額 (消費税抜き)	契約時の定価 (消費税抜き)	件名	値引率

記入上の注意

1. 官公庁、政府関係機関、独立行政法人、大学法人、民間企業に対する直近の同等品の納入実績を各2件程度ご記入ください。同等品の納入実績が無い場合は、類似品の納入実績をご記入ください。
2. 値引率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までをご記入ください。なお、端数処理を行っている場合は、「〇%+〇〇円未満端数処理」とご記入ください。
3. 納入実績が無い場合は、「官公庁、政府関係機関、独立行政法人、大学法人、民間企業に対し、過去に納入した実績はございません。」をご記入ください。

産総研OBの再就職者在職状況

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法人番号

住所

会社名

代表者

役職・氏名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担当者名

連絡先 (TEL)

(Mail)

産総研OBの再就職者在職状況は下記のとおりです。なお、在職状況に変更が生じた場合は、貴所に対して速やかに申し出ます。

記

1. 産総研OBの在職状況

☐ 在職者あり

☐ 在職者なし

2. 在職者ありの場合、再就職者の氏名及び現在の役職

① 氏 名：

現在の役職：

退職時の所属又は生年月日：

② 氏 名：

現在の役職：

退職時の所属又は生年月日：

取引先各位

国立研究開発法人産業技術総合研究所

反社会的勢力排除に関する誓約書の提出について（依頼）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）では、反社会的勢力社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を講じております。ついては、今後、産総研と取引する事業者の皆様には、産総研の趣旨をご理解いただき、別紙「反社会的勢力排除に関する誓約書」のご提出をお願いいたします。

誓約書には有効期限を設けておりません。**原則1回の提出でよい**こととしますが、会社統合等により組織が変更になった場合には再度ご提出いただくことになりますのでご承知おきください。

なお、提出先については、サプライヤーポータルของผู้登録申請時、調達部 調達一室・調達二室・調達三室、研究環境整備本部企画部 計画室又は各地域センター（業務室）のいずれか1か所への提出で結構です。

【ただし、支店長や営業所長名での提出の場合、本社からの委任範囲にご注意ください。】

[資料]

「反社会的勢力排除に関する誓約書」

URL：https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html

[提出方法]

- ① サプライヤーポータルของผู้登録時に提出いただく場合
電子ファイル（PDF）を申請時に添付してください。

- ② 競争参加又は契約に際して提出いただく場合

紙の書類は持参又は郵送、電子ファイル（PDF）はメールで[提出先]にご提出ください。

※ 電子ファイル（PDF）は、「電子印により押印したもの」「押印した紙の書類をスキャナ等で電子化したもの」のどちらでも差支えありませんが、紙の書類を電子化する場合は、記載内容が見読可能、印影が判別可能となるようご配慮ください。

[提出先]

「競争（公募）参加のための書類一覧」又は「見積書等提出依頼」に記載の書類提出先へご提出ください。

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の1及び2のいずれにも該当しません。
また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任範囲を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当職等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 下請負契約等に関する契約解除

- (1) 貴所との契約において、下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。））が解除対象者（1及び2に記載する要件に該当する者をいう。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除します。
- (2) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除するための措置を講じないときは、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

上記事項について、誓約いたします。

年 月 日

法 人 番 号
住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

印

取引先各位

国立研究開発法人産業技術総合研究所

公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について（依頼）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止についての取り組みを行っております。

不正防止の取り組みは、産総研（物品購入等の発注側）のみならず、受注、納品等を行っていただく取引先各位のご理解とご協力が必要不可欠です。

つきましては、今後産総研との取引にあたっては、別紙「産総研との契約等にあたっての注意事項」に関する趣旨をご理解いただき、誓約書の提出をお願いいたします。

なお、誓約書には有効期限を設けておりませんので、1回提出頂ければ結構です。サプライヤーポータルของผู้登録時、産総研つくばセンター（調達部 調達一室・調達二室・調達三室、研究環境整備本部 企画部 計画室）又は地域センター（業務室）のいずれか1か所へ提出してください。

ただし、支店長や営業所長名での提出の場合、本社からの委任範囲にご注意ください。

[資料]

- 1 「産総研との契約等にあたっての注意事項」
- 2 「誓約書」

URL：https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html

[提出方法]

- ・ サプライヤーポータルของผู้登録時に提出いただく場合
電子ファイル（PDF）を申請時に添付してください。

- ・ 競争参加又は契約に際して提出いただく場合
紙の書類は持参又は郵送、電子ファイル（PDF）はメールで[提出先]にご提出ください。

※ 電子ファイル（PDF）は、「電子印により押印したもの」「押印した紙の書類をスキャナ等で電子化したもの」のどちらでも差支えありませんが、紙の書類を電子化する場合は、記載内容が見読可能、印影が判別可能となるようご配慮ください。

[提出先]

「競争（公募）参加のための書類一覧」又は「見積書等提出依頼」に記載の書類提出先へご提出ください。

産総研との契約等にあたっての注意事項

1. 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）においては、発注権限のある職員（調達部及び研究環境整備本部企画部の「契約担当職」、地域センター（業務室）の「地域センター等契約担当職」）以外が契約及び発注を行うことはできません。（産総研では研究者が直接発注することは認めておりません。）
2. 産総研では、研究計画等に沿って物品（役務）の調達を行っておりますので、納入（履行）期限を厳守してください。
災害や事故等により、やむを得ず納入（履行）期限内の納品等ができない場合には速やかにその旨の連絡を契約担当者までお願いします。
また、納品等の際、産総研の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入してください。日付を空白にすることは絶対に行わないでください。
4. 調達にあたり贈賄、談合及び癒着などの疑念を持たれないように適正な関係維持に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。
5. 次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いいたします。
ア) 預り金（産総研職員からの預け金の依頼の承諾）
イ) 取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、産総研のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知がされることがありますので、あらかじめご承知おきください。
なお、産総研では、研究資金の適正執行を図るため、「競争的研究資金等の適正執行の確保に向けた取り組みについて」を産総研ウェブサイト上で公開しております。
URL： https://www.aist.go.jp/aist_j/information/compliance/colproc/torikumi/index.html
7. 産総研では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、会計検査院による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引証憑書類の提出等を依頼することもありますので、ご協力をお願いいたします。

産総研の職員等から、下記のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

- 1) 発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
- 2) 納品日付の改ざん、品目・数量・金額の改ざんを要求された場合
- 3) 見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
- 4) 不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【競争的資金をはじめとする公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】

研究インテグリティ・コンプライアンス推進部 コンプライアンス推進室

〒305-8560

茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所 つくば本部・情報技術共同研究棟

電話：029-862-6835

メールによる問い合わせ：https://www.aist.go.jp/aist_j/inquiry/tsuho.html

【本件注意事項に関する問い合わせ先】

調達部 調達管理室

〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所 1 群

電話：029-861-2013

年 月 日

誓 約 書

当社（当法人）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所との取引に当たり、提示された「産総研との契約等にあたっての注意事項」を理解し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、当社（当法人）に、上記に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 殿

法 人 番 号

会 社 名

代 表 者

役 職 ・ 氏 名

印

事業者の皆様へ

国立研究開発法人産業技術総合研究所

「入札等に関するアンケート」へのご協力をお願い

本アンケートは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）が行った入札、公募又は公開見積競争（以下「入札等」という。）について、産総研の契約における更なる透明性・競争性の確保に向けた取り組みへの参考資料とさせていただくため、関係資料をお取り寄せいただいた方々に対してご協力をお願いするものです。

特に、入札等に参加されなかった事業者の皆様におかれましては、本アンケートにて入札等に参加されなかった理由をお聞かせいただきたく、ご提出のほどよろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果については、上述の理由以外での使用は一切いたしません。

本アンケートの回答内容によって、以後の入札等及び契約について不利益な取り扱いをすることは一切ありませんので、忌憚のないご意見・ご回答をお願いいたします。

【対象案件】

入札等の件名： 協働ロボットアーム

案件番号： AA26021454

【回答方法】

以下のFormsから回答をお願いします。

URL： <https://forms.office.com/r/0cMVVUPS1u>



※入札等への参加を辞退される場合は、アンケートへの回答の有無にかかわらず、調達担当者までご一報ください。

売 買 契 約 書 (案)

1. 物 品 ・ 数 量 協働ロボットアーム 一式
2. 仕 様 別紙仕様書のとおり
3. 契 約 金 額 ￥. －
(消費税額及び地方消費税額は別途)
4. 納 入 期 限 2027年2月26日
5. 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり

上記の件について、買主と売主は次の契約条項によって契約を締結する。
本契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通保有する。

年 月 日

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
買主 国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦

売主

売 買 契 約 条 項

（総 則）

第1条 買主（以下「甲」という。）及び売主（以下「乙」という。）は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、本契約条項及び仕様書及び技術提案書に従い、これを履行しなければならない。

（目 的）

第2条 本契約は、乙が、本契約の対象である物品を、頭書記載の納入期限内に頭書記載の納入場所において甲に納入して売り渡し、甲が、その物品の対価として頭書記載の契約金額（以下「契約金額」という。）を乙に支払い、これを買受けることを目的とする。

（契約金額の内容）

第3条 契約金額は、乙が本契約を履行するために必要な資材、運賃及びその他諸掛り一切を含むものとする。

（契約保証金）

第4条 乙が甲に納める契約保証金については、これを納めさせないものとする。

（検 査）

第5条 乙は、物品の納入が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、すみやかに物品の検査を行うものとする。
- 3 甲は、前項の検査に合格しないときは、その取替又は修補の期間を定めて乙に通知し、乙は自己の負担においてこれを行い、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、取替又は修補後の納入につき前2項の規定を適用する。
- 4 物品が甲の検査に合格したときをもって、検査の完了とする。

（所有権移転の時期）

第6条 物品の所有権は、前条の検査を完了したときに乙から甲に移転し、甲に対して引渡されたものとする。

（危険負担）

第7条 所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第8条 甲は、引渡しを受けた物品が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合し

ないものであること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、契約不適合の修補又は本契約の内容に適合する物品の追完を請求することができる。この場合、乙は甲の指定する方法に従うものとする。

- 2 前項の請求の通知は、甲が契約不適合を発見した日から1年以内に行わなければならない。ただし、乙が引渡しの際に当該契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合はこの限りでない。
- 3 甲は、乙が第1項の期間までに契約不適合の修補又は本契約の内容に適合する物品の追完をしないときは、乙の負担において第三者にこれを行わせることができる。
- 4 甲は、契約不適合によって生じた損害につき、修補・追完に代えて又は修補・追完に併せて、乙に対し賠償するよう請求することができる。ただし、乙の責めに帰し得ない事由による場合はこの限りではない。

（指名停止等の措置）

第9条 乙は、「国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき指名停止を受けている者がその一部又は全部を製造又は販売した物品を、本契約の物品として納めてはならない。

- 2 甲は、引渡しまでの間に、「国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき指名停止を受けている者がその一部又は全部を製造又は販売した物品を、乙が本契約の物品として納めようとしていることを知った場合は、乙に対して、物品の変更又は仕入れ元の変更を求めることができる。この場合、乙は甲の求めに必ず応じなければならない。

（契約金額等の請求及び支払い）

第10条 乙は、第5条の検査に合格したときは、速やかに甲に対して甲が合理的に満足する内容及び形式の支払請求書を発行することにより、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額を乙の指定する口座宛に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 前項の規定による支払期日は、本条第1項に基づき乙が検査合格後に発行した支払請求書を甲が受理した日を起算日として60日目（当日が銀行等の営業日でないときは、翌営業日とする。ただし、銀行等の休業日が3日以上連続する場合には、当該休業日の直前の営業日とする。）の日とする。ただし、本条第1項にかかわらず乙が検査に合格する前に支払請求書を発行した場合、第5条の検査に合格した日を起算日とする。

（納入期限の延伸）

第11条 乙は、納入期限内に物品の納入ができないことが判明したときは、遅滞なくその理由及び延伸を希望する納入期限を記載した書面をもって甲に納入期限の延伸を申請するものとする。

- 2 甲は、前項に定める納入期限延伸の申請理由が天災地変、その他乙の責に帰し得ない

事由による場合には、契約金額を減額することなく納入期限を延伸することができる。

3 前項に定める場合のほか、甲が納入期限の延伸を認めた場合には、納入期限を延伸することができる。

4 甲が、前2項に定めるところにより、納入期限を延伸したときは、延伸後の納入期限その他必要な事項を乙に通知するものとする。

(延滞金)

第12条 乙が当初の納入期限までに物品を納入できなかった場合（ただし、前条第2項に定める場合を除く。）、甲は、乙に対し、延滞金として、当初の納入期限の翌日から起算して、第5条第4項に定める検査完了の日までの遅延期間の日数（遅延日数）1日につき、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額（ただし、第5条第4項により甲が行う検査に合格し引き渡しが終わった部分がある場合は、それに相応する金額を当該合計額から除くことができる。）の年3パーセントの割合に相当する金額を徴収することができる。また、甲が次条第2項に基づき解除を行った場合、当初の納入期限の翌日から起算して解除の日までの期間を遅延期間とし、同様に延滞金を徴収することができる。

2 前項に定める遅延期間のうち、第5条第1項に定める通知を受けた日から当該通知に関して甲が乙に対し第5条第3項の通知をするまでの期間、及び第5条第1項に定める通知を受けた日から当該通知に関して第5条第4項に定める甲の検査に合格するまでの期間に該当する日数は、遅延日数から差引くものとする。

(契約の解除及び違約金)

第13条 乙が天災地変、その他乙の責に帰し得ない事由により契約の解除を申し出たときは、甲は、本契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

2 次の各号の一に該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が本契約の条項の一に違反し、甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されなかったとき。

二 不履行の程度にかかわらず、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

三 本契約の履行にあたり、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図しない変更等を乙が行ったとき。

四 乙が本契約の履行にあたり、不正又は不当の行為があったとき。

五 乙が正当な理由なくして解約を申し出たとき、又は甲が乙の解約理由を不相当としたとき。

六 乙が「国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき指名停止等の措置を受けたとき。

七 乙が監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき。

八 乙が破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続の開始申立てを行い、又は

開始申立てを受けたとき。

- 3 前項により本契約を解除したときは、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額と消費税及び地方消費税の合計額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。ただし、乙に故意又は重過失がない場合、その違約金と損害賠償金の合計は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額を上限額とする。
- 5 甲は、第1項又は第2項の規定により本契約を解除したときは、納入部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受け、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額のうち当該部分に相応する額を乙に支払うことができる。

（乙の支払金）

- 第14条 本契約に基づいて生じる延滞金、違約金、その他乙が甲に納付すべき金額があるときは、甲は、乙のかかる納付金支払債務と甲の物品の支払代金債務とを対当額で相殺することができる。
- 2 前項により相殺してもなお乙が納付すべき金額があるときは、その額を別途甲に対して納付しなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第15条 乙は、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務の全部若しくは一部を、甲の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項に反して、乙が本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し承継させ、又は担保に供した結果、甲に費用負担又は損害が生じた場合、乙は、甲に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負う。

（協 議）

- 第16条 本契約について定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じ双方協議して定めるものとする。

（紛争の処理）

- 第17条 本契約について紛争が生じ、円満に解決できない場合は、法令の定めるところにより処理するものとする。

(合意管轄)

第18条 甲及び乙は、本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

特記事項

① 契約の公表

乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称、法人番号及び所在地等が公表されることに同意するものとする。また、甲との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

② 談合等の不正行為による契約の解除

甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の一から三までのいずれかに該当することとなったとき
 - 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項、第90条又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

③ 談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出

乙は、前項第(1)号の一から三までに該当することとなったときは、速やかに、次の一から三までの文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付を命じない旨の通知文書

④ 談合等の不正行為による損害の賠償

- (1) 乙が、本契約に関し、②項の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額と消費税及び地方消費税の合計額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (2) 前号の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- (3) 第(1)号に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- (4) 第(1)号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- (5) 乙が、第(1)号の違約金及び前号の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合(1年を365日とする日割り計算)で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑤ 暴力団関与の属性要件に基づく契約解除

- (1) 甲及び乙は、相手方に対し、(i)自らが次の各号の一に定める者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び(ii)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないことを確約する。

一 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。)」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員その他集团的又は常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体及びこれら団体に属している者その他都道府県の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体又は個人(これらの団体又はその構成員若しくは個人に該当しなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、並びにこれらの者と取引又は関係を有する者

二 前号の団体に類する団体及び当該団体に属している者(総会屋、会社ゴロ等企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体及び個人を含むがこれらの者に限らない。)並びにこれらの者と取引又は関係性を有する者

三 前各号のいずれかに該当する者を役員(代表者、業務を執行する社員、取締役、執行役、支店若しくは営業所の代表者、理事又はその他経営に実質的に関与している者をいう。)として有する法人

- (2) 甲及び乙は、自己又は第三者をして、本契約及びその履行に関して、次の各号に定める事項を行わないことを、確約する。

一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二 虚偽の風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

三 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求

四 犯罪に該当する罪に該当する行為

五 その他前各号に準ずる行為

- (3) 甲又は乙の一方が、第(1)号又は前号の確約に反する表明をし、当該確約に反して本契約を締結し、又は当該確約に反した行為をした場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

⑥ 再委託契約等に関する契約解除

- (1) 乙は、本契約に関する再委託先等（再委託先（再委託が数次にわたるときは、すべての再委託先を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、再委託先又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前項に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- (2) 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前号の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

⑦ 暴力団関与の属性要件及び再委託契約等に関する契約解除による損害の賠償

- (1) ⑤項第(3)号又は前項第(2)号の規定により本契約を解除した場合は、解除した者は、その相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償する責任を負わない。
- (2) ⑤項第(3)号又は前項第(2)号の規定により本契約を解除した場合は、解除した者は、その相手方に対し、自らの被った損害の賠償を請求することができる。
- (3) 乙が、本契約に関し、前号の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額と消費税及び地方消費税の合計額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 前号の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- (5) 第(2)号に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- (6) 第(3)号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(7) 乙が、第(3)号の違約金及び前号の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合(1年を365日とする日割り計算)で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑧ 不当介入に関する通報・報告

乙は、本契約に関して、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上

売買契約書（案）について

当所が指名停止等を行った者が製造又は販売した物品を納品することを禁じており、以下の条項を売買契約書（案）に規定しております。特に遵守していただきたい事項となりますので、入札参加の時点でご注意いただくよう、よろしくお願いいたします。

【売買契約書（案）の抜粋】

（指名停止等の措置）

第9条 乙は、「国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき指名停止を受けている者がその一部又は全部を製造又は販売した物品を、本契約の物品として納めてはならない。

2 甲は、引渡しまでの間に、「国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき指名停止を受けている者がその一部又は全部を製造又は販売した物品を、乙が本契約の物品として納めようとしていることを知った場合は、乙に対して、物品の変更又は仕入れ元の変更を求めることができる。この場合、乙は甲の求めに必ず応じなければならない。

契約（調達）手続きに必要な書類の押印について

国立研究開発法人産業技術総合研究所では、契約（調達）手続きにおいて事業者の皆様からご提出いただく書類の押印の可否及び提出方法について、下記のとおりとしております。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1．押印省略、電子ファイル提出可とする書類

以下の書類は、押印の省略、電子ファイル（PDF）での提出を可能とします。

- ・ 見積書（「公開見積競争用見積書」を除く）
- ・ 納品書
- ・ 請求書
- ・ その他必要な書類（以下、2. 及び3. の書類を除く）

2．押印必須、原本（紙）での提出を必要とする書類

以下の書類は、書面に押印の上、原本（紙）での提出をお願いします。

- ・ 契約書（電子契約の場合を除く）
- ・ 入札書（サプライヤポータルを利用した入札の場合を除く）
- ・ 公開見積競争用見積書（サプライヤポータルを利用した提出の場合を除く）

※ サプライヤポータルを利用した入札・提出の場合は、押印済み書類の電子ファイル（PDF）をシステム上に添付する方法により提出いただきます。

3．押印必須、電子ファイル提出可とする書類

以下の書類は、押印は必要ですが、電子ファイル（PDF）での提出を可能とします。

- ・ 委任状
- ・ 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」
- ・ 反社会的勢力排除にかかる誓約書
- ・ 著作者財産権譲渡証書
- ・ 著作者人格権不行使証書
- ・ 秘密保持誓約書

※ 電子ファイル（PDF）は、「電子印により押印したもの」「押印した紙の書類をスキャナ等で電子化したもの」のいずれでも差支えありませんが、紙の書類を電子化する際は、記載内容が見読可能、印影が判別可能となるようご配慮ください。

4．押印省略時の措置及び電子ファイルの提出方法

押印を省略する場合は、真正性を確保するために、提出する書類に社名・発行権者名の他、事務担当者と連絡先を明記してください。

電子ファイルの提出は、原則、サプライヤポータルからの提出又は事業者のドメインが含まれるメールアドレスで送信してください。

以上

産総研に装置等を納入する事業者の皆様へのお願い

2025年7月1日

産業技術総合研究所 安全管理部

納品する装置、器具、施設等（装置等）について、法令に基づく、設置許可、設置届出、又は、設置報告等（法令届出等）が必要な場合については、必ず契約締結時に契約担当者及び装置等の購入担当者（調達請求者）に対し、法令届出等の必要性に関する情報提供をお願いいたします。

情報提供にあたっては、下記のチェックシートをご利用いただき、該当がある場合は、シートの「該当」欄にチェックマーク等を記入し、連絡先等の必要事項（裏面）を記載のうえ、契約担当者にご提出ください。

法令に基づく許可・届出が必要な設備のチェックシート

適用法令	装置等の具体例	該当設備・機器の仕様等	該当
労働安全衛生法・電離則	蛍光X線分析装置、X線回折装置、XPS（ESCA）、荷電粒子加速装置※	X線を発生する設備・機器 ※装置表面1cm 線量当量率≦600nSv/h	
労働安全衛生法・電離則、放射線障害防止法	密度計、メスバウアー分光測定装置、コッククロフトワルトン型加速器	密封放射性同位元素装備機器、放射線発生装置（装置表面＞600nSv/h）	
放射線障害防止法	ECD検出器付ガスクロマトグラフ	表示付認証機器	
高圧ガス保安法	高圧ガス製造設備：高圧ガス反応装置、超臨界乾燥装置、液体窒素製造装置	昇圧または降圧して 1MPa 以上の高圧ガスを扱う機器、 0.2MPa 以上の液化ガスを扱う機器、気体を液化ガスにする機器	
	冷凍設備機：ヘリウム冷凍機、空冷・水冷チラー	冷凍能力が 3t 以上（第一種ガス（注）は 20t 以上、フルオロカーボン（難燃性のものを除く）及びアンモニアは 5t 以上）	
労働安全衛生法・有機則、特化則、粉じん則等	局所排気装置：ドラフトチャンバー（ヒュームフード）	有機溶剤、特定化学物質等の蒸気や粉じんの排気装置	
水濁法、下水道法	洗浄設備：流し台、ドラフトチャンバー、スクラバー、ガラス器具洗浄装置、ウェハ洗浄装置、超音波洗浄装置	水濁法有害物質を排出するおそれのある洗浄設備、表面処理施設、電気めっき施設 ※移動して使用する卓上型超音波洗浄装置等は除く	
	酸又はアルカリによる表面処理施設：エッチング装置、CMP		
	電気めっき施設：電鍍装置		
労働安全衛生法・クレーン則	クレーン	吊り上げ荷重 3t 以上のクレーン（吊り上げ荷重 500kg 以上 3t 未満は報告）	
労働安全衛生法・クレーン則	簡易リフト（エレベーター）、荷物昇降機	積載荷重が 0.25t 以上のリフト・昇降機	
労働安全衛生法・労働安全衛生規則	機械式動力プレス、油圧プレス	機械動力プレスで、クランク軸等の偏心機構を有するものと、液圧プレス 等	

（注）第一種ガスとは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（高圧ガス保安法施行令第2条第3項第4号）

※裏面もご覧ください。

適用法令	装置等の具体例	該当設備・機器の仕様等	該当
労働安全衛生法・ 労働安全衛生規則	乾燥機、乾燥器、洗浄乾燥機設備	危険物を乾燥する設備で容積 1m ³ 以上、または、熱源として 10kw 以上の電力を使用する乾燥設備 等	
労働安全衛生法・ 粉じん則	サンドブラスト装置、全自動粉碎機、 ジョークラッシャー	研磨材の吹き付け（ショットブラストなど）で岩石等を研磨・彫刻する装置、鋳物を破碎・粉碎・ふるいわけする装置 等	
ボイラー・ 圧力容器則	ボイラー・小型ボイラー（蒸気ボイラー、 温水ボイラー、還流ボイラー）、温水加熱器	ゲージ圧 0.1MPa 以上、又は、伝熱面積 0.5m ² 以上の蒸気ボイラー 等	
	（第 1 種）圧力容器、反応器	PV値が 0.02 超の容器（P=最高使用圧力 MPa、V=内容積 m ³ ）	
電波法	高周波電源（RF 電源）、超音波洗浄機、 改造電子レンジ、MRI、スパッタ装置、 エッチング装置、プラズマ CVD 装置、ICP 発光分析装置、マイクロ波反応装置	10kHz 以上の高周波電流を利用し、かつ、 50W を超える高周波出力を使用する機器（高周波電源等の高周波利用機器を一部に組み込んだ装置を含む）電線路に 10kHz 以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備	
	無線機（トランシーバー）	送信出力 10mW を超える無線機	
騒音規制法、振動規制法、都道府県条例	空気圧縮機、送・排風機、スクラバー、 破碎機、分級機、金属加工機械（せん断機、 ブラスト）、木工機械（チップ、帯・丸のこ盤）	騒音・振動を発生する設備（圧縮機、送・排風機、破碎機、金属加工機械等は原動機の定格出力や能力による規定あり。条例による上乗せ規制も自治体によってはあり。）	
航空法、 航空法施行規則	無人航空機（ドローン、ラジコン機）	バッテリーを含む本体重量が100 g 以上のもの	

なお、上述の内容は「例」として記載しておりますので、上述した装置等以外でも法令等により法令届出等が必要な案件については、以下の「メモ欄」に記載いただき、情報提供くださいますようお願いいたします。

年 月 日

貴社名			
ご所属			
ご氏名			
ご連絡先	Email:	Tel:	
産総研・契約担当者氏名		調達部 調達二室 成島	
産総研・購入担当者（調達請求者）氏名		インテリジェントシステム研究部門 藤原 清司	
案件情報	整理番号	AA26021454	
	調達件名	協働ロボットアーム	

メモ欄

※産総研契約担当者は、本シートを受領した場合は、つくばセンターにおいては、安全管理部安全衛生室へ、地域センターにおいては、各業務室の安全担当へ情報共有を行うこと。

産業技術総合研究所の納品・検収体制について

国立研究開発法人産業技術総合研究所では、発注した納品物の検収は、一部の例外を除き「納品検収所」で実施する体制としており、下記のとおり行っております。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【直接来所して納品される事業者の皆様へ】

- ・ 納品する前には、必ず「全国・拠点別納品検収所一覧」に記載の「納品検収所」で検収を受けてから納品してください。
- ・ 納品物が「大型」「重量物」「据付調整含む」等で、納品前に納品検収所に持ち込むことが困難、持ち込んでも仕様書等に基づく検収が実施できないものは、「納品検収所」には立ち寄らず注文書に記載の納入場所に直接納品し、未検収であることを申請者にお伝えください。
- ・ 研究室等へ納品する日時は、事前に注文書記載の申請者と調整してください。
- ・ 東京本部及びつくばセンター北事業所は検収所が無い場合、直接申請者と日時を調整してから納品ください。

【宅郵便等を利用して納品される事業者の皆様へ】

- ・ 宅郵便等を利用する場合は、「全国・拠点別納品検収所一覧」に記載の「宅郵便等の配送先」に配送ください。

※ 「全国・拠点別納品検収所一覧」は、以下URLをご確認ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/kensyu.html

【参考】 ・ 産業技術総合研究所の納品・検収体制について <令和7年12月1日 >

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/kensyu.html

・ 産総研 交通アクセス

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/guidemap/guidemap_main.html

仕 様 書

1. 件名

協働ロボットアーム

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、経済産業省の「AI ロボティクス分野等の安全性に係る事業実証・研究開発事業」における「産業分野の AI セーフティ強化に関する研究開発事業」の一環として、研究項目「②-4 人接触型人間拡張システムにおける多層化 AI セーフティ技術の開発」に取り組んでいる。

本研究では、AI の誤判定及び不確実性を前提として、人と接触しながら動作するロボットシステムの動作を多層的に抑制又は遮断する安全技術を開発し、その有効性を実験環境で評価する。

3. 装置の概要

本装置は、人と作業空間を共有するロボットシステムの安全性を実証するための 6 軸垂直多関節型の協働ロボットアームである。人との接触を検知して停止する機能を備えており、重量物の取り扱いを伴う実験に使用する。

また、ロボットアームの接触安全機能に加え、外部からの動作制限機能を組み合わせ、AI を用いた制御環境下での安全性を検証することを目的としている。

4. 装置の基本構成

- (1) 協働ロボット機構部
- (2) 制御装置
- (3) 操作装置
- (4) 外部制御及びプログラミング機能
- (5) 接続ケーブル

5. 基本構成別仕様

5.1 協働ロボット機構部

- (1) 6 軸の垂直多関節型であること。
- (2) 手首部の最大可搬質量が 30 kg 以上であること。
- (3) 最大リーチが 1,500 mm 以上であること。
- (4) 位置繰返し精度が ± 0.5 mm 以下であること。
- (5) 各軸に作用する外力又はトルクを検出し、接触時にロボットを停止できること。
- (6) ダイレクトティーチング機能を有すること。
- (7) 非常停止回路が二重化されていること。

- (8) エンドエフェクタ又はビジョンセンサを接続するための配線経路又は接続部を備えること。
- (9) ロボット機構部の保護等級が JIS C 0920 又は IEC 60529 に定める IP67 以上であること。
- (10) 日本国内で使用可能な単相又は三相の交流電源に対応し、周波数 50 Hz 及び 60 Hz で使用できること。
- (11) ISO 10218-1:2011 または ISO 10218-1:2025 に適合すること。
- (12) 労働安全衛生法その他の関係法令に従って国内で使用できること。

5.2 制御装置

- (1) ロボット機構部の動作制御、安全監視及びプログラム実行に必要な処理能力と記憶容量を有すること。
- (2) Ethernet による外部通信機能を有すること。
- (3) デジタル入力を 10 点以上、デジタル出力を 10 点以上使用できること。
- (4) 外部非常停止装置及び安全入出力を外部装置に接続できること。
- (5) 制御装置の保護等級が JIS C 0920 又は IEC 60529 に定める IP54 以上であること。
- (6) 日本国内で使用可能な交流電源に対応し、周波数 50 Hz 及び 60 Hz で使用できること。
- (7) 衝突検出の感度を設定できること。
- (8) 接触を検出した位置を利用して後続動作へ移行できること。
- (9) 特異点を回避又は特異点への接近を通知する機能を有すること。
- (10) 協働運転時の速度上限を設定可能であること。
- (11) 三次元空間内に仮想的な壁面を設定し、ロボット機構部の指定部分が当該壁面を越えないように動作範囲を強制的に制限できること。

5.3 操作装置

- (1) 操作装置はタッチパネル式であり保持具を付属すること。
- (2) ロボット機構部のジョグ運転が可能であり、直交座標、各軸又はこれらと同等の座標系を選択できること。
- (3) ロボット動作プログラムを作成、編集、実行及び保存できること。

5.4 外部制御及びプログラミング機能

- (1) Linux を搭載した PC 上で動作する Python プログラムから、Ethernet を介して制御装置へ動作指令を送信し、ロボットを制御するとともに、ロボットの状態情報を取得できること。

(2) ロボットの制御に必要な通信仕様、API、SDK 又は Python ライブラリ及びこれらの使用方法を示す技術資料を利用できること。

(3) (1) (2) の機能を利用するために必要なソフトウェア及びライセンス

5.4 接続ケーブル

(1) ロボット機構部と制御装置を接続するケーブル (長さ 5m 以上)

6. 支給品 (貸与品)

なし。

7. 特記事項

(1) 調達請求者と日程及び作業方法を事前に協議した上で、指定場所へ本装置を搬入し、組み立てて設置すること。また、設置場所にある既存施設物を、設置場所建物内の指定する場所へ移動すること。

(2) 設置作業に先立ち、設置場所及び搬入経路を確認すること。また、装置の質量、設置面積及び固定方法を確認し、設置場所の床荷重並びに固定面の支持能力が設置条件を満たすことを現地で確認すること。

(3) 本装置を設置するため、設置範囲にある OA フロア及びその基台を撤去すること。撤去した OA フロア、基台及び既存施設物の廃棄並びに構外への搬出は、本調達に含まない。

(4) ロボットの固定方法及び安全対策は、製造者の設置条件及び関係法令に適合すること。

(5) 安全柵の設置及び本装置へ給電するための電源工事は、本調達に含まない。これらは発注者が別途手配する。

(6) コンクリート床へのあと施工アンカーの施工は、あと施工アンカー施工士の資格を有する者又は同等の知識及び施工経験を有する者が行うこと。

(7) あと施工アンカーの種類、径、埋込み深さ及び本数は、本装置の形状、寸法及び質量、製造者の取付指示並びに受注者による現地確認の結果に基づいて決定すること。

(8) アンカーの打設位置を決定する前に、現況を優先してレーザー探査、超音波探傷検査、金属探査、X 線探査又はこれらと同等の方法により、コンクリート内部の鉄筋、鉄骨、配線及び配管の位置を確認の上、既存鉄筋、鉄骨、配線及び配管を切断しない位置へアンカーを打設すること。

(9) 探査結果又は施工方法に不明な点がある場合、受注者は作業を開始せず、調達請求者を通じて産総研の監視盤室へ確認すること。

(10) アンカー施工時に湿式穿孔その他の方法により粉じんの飛散を抑制すること。

(11) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約

を履行しなければならない。

8. 出荷前検査

納入に先立って、標準的な検査項目に基づく出荷前検査を実施すること。

受注者が製造者でない場合は、製造者が実施した出荷前検査の結果を示す性能試験成績書又は検査証を提出することで、受注者による出荷前検査に代えることができる。

9. 納品確認試験

本装置の搬入、据付け及び調整後、調達請求者の立会いの下で、次の試験を実施すること。

- (1) 納入物品の品名、数量及び外観に不足又は損傷がないことを確認すること。
- (2) ロボット機構部、制御装置及び操作装置が正常に起動することを確認すること。
- (3) 操作装置から各軸を動作させられることを確認すること。
- (4) ダイレクトティーチングによってロボットを動作させられることを確認すること。
- (5) 非常停止操作及び接触検出機能によってロボットが停止することを確認すること。
- (6) 外部制御用ソフトウェアと制御装置が通信できることを確認すること。
- (7) 調達請求者と協議して定めた代表動作プログラムを実行できることを確認すること。
- (8) 調達請求者が指定する仮想壁面を設定し、低速動作による試験を行い、ロボット機構部の指定部分が当該壁面を越えないことを確認すること。

10. 納入物品

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 協働ロボットアーム | 一式 (PDF 形式の電子媒体) |
| (2) 取扱説明書 (設置条件を含む) | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |
| (3) 配線図 | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |
| (4) 適合宣言書、認証書又はこれらに相当する書類 | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |
| (5) 性能試験成績書 | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |
| (6) 納品確認試験成績書 | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |
| (7) 保証書 (国内の保守連絡先を含む) | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |
| (8) あと施工アンカー施工報告書 | 1 部 (PDF 形式の電子媒体) |

※あと施工アンカー施工報告書には、施工者の資格又は知識及び施工経験を確認できる資料、使用したアンカーの種類、径、埋込み深さ及び本数、これらの選定根拠、探査方法、探査結果、打設位置並びに施工前後の写真を記載すること。

※電子媒体の場合、原則として USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

11. 納入の完了

本装置は、「10. 納入物品」に記載した納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

12. 納入期限及び納入場所

納入期限：2026年2月26日

納入場所：茨城県つくば市梅園 1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 インテリジェントシステム研究部門
つくばセンター中央事業所 2 群 2-1E 棟 433 室

13. 付帯事項

(1) 撤去、搬入、既存施設物の移動及び設置に際して、床、壁、扉、設備その他の施設を損傷しないように養生すること。

(2) 搬入及び設置完了後の養生材及び梱包材は、受注者が引き取り、関係法令に従って適正に処理すること。

(3) 受注者の責めに帰すべき事由により施設又は既存施設物を損傷した場合は、受注者の負担で原状に復すること。

(4) 納入時には、本装置の安全操作及び一般的な保守について講習を行うこと。

(5) 納入された製品における能力内の使用中に発生した納入の完了後1年以内の故障については、修理及び調整を無償で行うこと。ただし、産総研の責めに帰すべき事由による故障を除く。

(6) 日本国内に問い合わせ及び修理を受け付ける体制を有すること。

(7) 保証期間終了後も有償の修理、点検及び部品供給を依頼できる体制と、その連絡先を示すこと。

(8) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報について守秘義務を負うものとする。

(9) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議の上で決定すること。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。